

重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族、代理人あるいは後見人等）が利用しようと考えている介護保険サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を、説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」および別紙１、２、３は、「介護老人保健施設の人員、指定介護予防サービス等の事業の人員、及び設備並びに運営に関する基準」（大阪市条例第 29 号、31 号平成 25 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、介護保険サービス契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

（契約の目的）

第 1 条 介護老人保健施設はるか（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元保証人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第 2 条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）契約書を当施設に提出したのち、____年____月____日以降から効力を有します。但し、利用者の身元保証人に変更があった場合は、新たな身元保証人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第 4 条又は第 5 条による解除がない限り、初回利用時の本契約書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙 1、別紙 2 又は別紙 3（本項において「本契約書等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本契約書等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元保証人）

第 3 条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元保証人を立てます。但し、利用者が身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元保証人は、利用者が本契約書上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額二百万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元保証人に対し、相当期間内にその身元保証人に代わる新たな身元保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元保証人の請求があったときは、当事業所は身元保証人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当事業所に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約書に基づく入所利用を解除することができます。この場合は、3日間以上の予告期間を持って届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。なお、この場合利用者及び身元保証人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元保証人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、利用者及び身元保証人に対し、次に掲げる場合には、3週間以上の予告期間をもって、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元保証人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元保証人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元保証人は、連帯して、当事業所に対し、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元保証人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当事業所は、利用者又は身元保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供の日から5年間保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当事業所は、身元保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当事業所が身元保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当事業所は、利用者及び身元保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第 10 条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当事業所は利用者の身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

- 第 12 条 利用者、身元保証人又は利用者の親族は、当事業所の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

- 第 13 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元保証人と当事業所が誠意をもって協議して定めるとします。

介護老人保健施設はるか短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

ご案内

1. 介護保険サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 山紀会
代表者氏名	理 事 長 山本 時彦
法人所在地	大阪市西成区岸里3丁目番9号
連 絡 先	06-6658-1000

2. ご利用者への介護保険サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	社会医療法人山紀会 介護老人保健施設 はるか
介 護 保 険	
指定事業者番号	2753380050
事業所所在地	大阪市西成区岸里2丁目6番9号
連 絡 先	電話 (06) 6659-0030 FAX (06) 6659-3701
相談担当者	支援相談員 土居・塗野

(2) 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

社会医療法人山紀会が設置する社会医療法人山紀会 介護老人保健施設 はるか（以下「事業所」という）において実施する短期入所療養介護事業（介護予防短期入所療養介護）（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が要介護状態の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とします。

(運営方針)

- ① この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとします。
- ② 事業においては、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者の家族との連携を図ります。
また、事業所において利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- ③ 事業にあたっては、利用者の在住する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携につとめます。
- ④ 前2項のほか、「介護老人保健施設の人員・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（大阪市条例第29号・31号 平成25年4月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

（3）事業所の営業時間

営業時間 24時間対応

（4）事業所の定員数及び居室数

定員数 58名

居室数 個室 54室（2F・3F 各27室）
多床室（2人用） 2室（2F・3F 各1室）

（5）事業所の職員体制

事業所の管理者 管理者・医師 乾 嗣昌

職 種	職務内容	基準人員数	実配置人員数
医 師	利用者の診察、投薬、療養管理、施設運営	0.6	0.6
看護職員	診療補助、療養管理	6	6
介護職員	日常生活援助、リハビリ、レクリエーション補助	14	14
支援相談員	利用者、家族との相談、生活指導	1	1
理学療法士または作業療法士、言語聴覚士	日常動作訓練、計画立案	1.2	1.2
管理栄養士	食事内容、栄養管理、栄養指導	1	1
介護支援専門員	利用者の介護サービス計画及びケアマネジメント	1	1
事務職員	療養費の請求・料金徴収、建物管理	1	1

3. 介護保険サービスの利用料、その他費用について

（1）介護保険1割負担額

基本単位は、要介護認定による要介護度、多床室、個室によって異なります。

1単位当たり10,720円を基準とし、円未満は切り捨てにより計算したものが介護保険の1割負担額となります。尚、利用料の自己負担額は、各ご利用者様により割合負担額が異なります。

(基本型施設の基本サービス費＋在宅復帰・在宅支援機能加算Ⅰ) の1割負担額

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個 室	6 7 5 円	8 3 2 円	8 6 1 円	9 1 3 円	9 8 0 円	1 0 3 8 円	1 0 9 5 円
多床室 (2人部屋)	7 1 1 円	8 8 4 円	9 4 4 円	9 9 8 円	1 0 6 6 円	1 1 2 3 円	1 1 8 2 円

(在宅強化型施設の基本サービス費) の1割負担額

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個 室	6 7 7 円	8 3 4 円	8 7 7 円	9 5 7 円	1 0 2 6 円	1 0 9 0 円	1 1 5 1 円
多床室 (2人部屋)	7 2 0 円	8 9 4 円	9 6 6 円	1 0 4 9 円	1 1 1 9 円	1 1 8 1 円	1 2 4 4 円

(超強化型施設の基本サービス費：

在宅強化型施設の基本サービス費＋在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ) の1割負担額

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個 室	7 3 2 円	8 8 8 円	9 3 2 円	1 0 1 1 円	1 0 8 1 円	1 1 4 4 円	1 2 0 6 円
多床室 (2人部屋)	7 7 5 円	9 4 8 円	1 0 2 1 円	1 1 0 4 円	1 1 7 3 円	1 2 3 6 円	1 2 9 9 円

加 算 区 分	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 介護福祉士を 80%以上配置など	2 3 円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 介護福祉士を 60%以上配置	1 9 円/日
総合医学管理加算 治療管理を目的とした短期入所受け入れ。10 日限度	2 9 4 円/日
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数×3 9/1 0 0 0	3. 9 %
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数×2 1/1 0 0 0	2. 1 %
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数× 8/1000	0. 8 %
夜勤職員配置加算	2 5 円/日
個別リハビリテーション実施加算	2 5 7 円/日
緊急時治療管理 (医師の指示により緊急の治療を行った場合)	5 5 5 円/日
送迎加算 (片道あたり)	1 9 7 円/回

療養食加算（糖尿病の方 1食毎の計算）	8 円/日
緊急短期入所受入加算（緊急に利用者を受け入れた場合に 14 日間限度）	9 6 円/日
重度療養管理加算（要介護 4・5 で胃ろう、ストマ等の処置が必要な方） （介護予防は除く）	1 2 8 円/日
若年性認知症入所者受入加算	1 2 8 円/日
口腔連携強化加算 事業所の従業者が口腔状態の評価し、評価の結果を、 歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	5 3 円/回
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 見守り機器などのテクノロジーを複数導入 （Ⅱ）の要件を満たし（Ⅱ）のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること	1 0 7 円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 見守り機器などのテクノロジーを複数導入 介護サービスの質の確保及び職員の質の確保及び負担軽減に資する委員会の開催や生産性向上を継続的に行い、 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取り組みによる効果の示すデータの提供（オンライン）を行うこと	1 0 円/月

（２）滞在費（光熱水費）

（１日あたり）

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
	生活保護受給者等	年金 80.9 万円以下の方等	年金 80.9 ～ 155（211）万円等	課税世帯等
多 床 室 （２人部屋）	0 円	4 3 0 円	4 3 0 円	5 4 0 円
個 室	5 5 0 円	5 5 0 円	1 3 7 0 円	1 7 2 8 円

（３）食費（食材費＋調理費）

（１日あたり）

区分	食費
第 1 段階（生活保護受給者等）	300 円
第 2 段階（年金収入等 80.9 万円以下） かつ預貯金の等の合計が 650 万円（夫婦は 1650 万円）以下	600 円
第 3 段階①（年金収入等 80.9 万円超 120 万円以下） かつ預貯金の等の合計が 550 万円（夫婦は 1550 万円）以下	1000 円
第 3 段階②（年金収入等 120 万円超） かつ預貯金の等の合計が 500 万円（夫婦は 1500 万円）以下	1300 円
第 4 段階 課税世帯等	1480 円

食費、滞在費は所得に応じた負担限度額（第 1 段階～第 4 段階）が設定され、補足給付が受けられます。市区町村の介護保険担当に申請し、**介護保険負担限度額認定証**の交付を受ける必要があります。詳細は支援相談員にお問い合わせください。（朝食 300 円 昼食 600 円 夕食 580 円）

(4) その他の費用

利 用 者 負 担 区 分	
おやつ代（希望者に提供）	55円/日
日用品費（石鹸30円、シャンプー30円、リンス30円、ペーパータオル30円、ティッシュ30円、ビニール袋50円等）	200円/日
教養娯楽費（折り紙・クレヨン・画用紙等）	100円/日
理美容代（参考：調髪、髭剃り、毛染め、パーマなど）	実 費
利用者が自主的に参加し利用するクラブ活動の材料費など（内容と材料費を明示する）	実 費
利用者が参加する行事の費用（内容と費用の明示はその都度行う）	実 費
私物の洗濯代	1100円/1袋
電気代（例：電気毛布、ラジオ等の家電用品を利用する場合）	50円/日

4. 利用料その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、 その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用は、利用毎の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて翌月の10日過ぎまでにお渡しいたします。
② 利用料、 その他の費用の 支払い	ア 請求書発行月の月末までにお支払いください。 ① 事務所窓口での現金払い ② 事業所指定の銀行口座への振込 ③ 利用者指定の郵便局口座からの自動振替 イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しします。年度末の医療費控除に必要ですので、必ず保管をお願いします。

※支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、利用者及び身元保証人に未払い分をお支払いいただくこととなります。

※上記の利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更するものとします。

5. 緊急時の対応方法について

- ① 当事業所は、利用者に対し、施設長の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。
- ② 当事業所は、利用者に対し、当事業所における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ③ 前二項の他、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は利用

者及びその家族、代理人あるいは後見人等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

◎緊急連絡先

連絡先	名前	住所	電話番号
居宅介護 支援事業所			
家族	(続柄)		
	(続柄)		

6. 協力医療機関、協力歯科医療機関について

名 称 社会医療法人山紀会 山本第三病院
診療科目 脳神経外科・整形外科・外科・内科・リハビリテーション科
住 所 大阪市西成区南津守4-5-20
電 話 06-6658-6611

名 称 わたなべ往診歯科
住 所 大阪市西成区花園北2-5-6
電 話 06-6647-0034

名 称 倉歯科医院
住 所 大阪市西成区玉出西2-3-3
電 話 06-6652-8148

名 称 西中島ミナミ歯科クリニック
住 所 大阪市淀川区西中島5丁目12-15 新大阪浪速ビル2階
電 話 06-6885-8214

7. 要望または苦情等の申し出について

利用者及び家族、代理人あるいは後見人等は、当事業所の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、別紙3の「利用者からの苦情を処理するための措置の概要」及び下記に記載のとおり、担当支援相談員や公的窓口に応じることが出来ます。匿名でのご要望・苦情は当事業所1階に「投書箱」を設置しておりますので、ご利用ください。

要望・苦情相談窓口

【事業所の窓口】 介護老人保健施設 はるか	電 話 06-6659-0030 受付時間 9:00～17:00
【大阪市の窓口】 大阪市福祉局介護保険課	電 話 06-6241-6310 受付時間 9:00～17:00
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	電 話 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:15
【西成区の窓口】 大阪市西成区地域保健福祉課 介護保険担当	電 話 06-6659-9859 受付時間 9:00～17:15

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 外食や食品（おやつ、お菓子等を含む）を持ち込まれた場合の中毒や事故に対しては、施設はこの責任を一切負いません。また、施設内外にかかわらず、飲酒はご遠慮頂きますようお願い致します（外出・外泊時も含みます）。
- ・ 面会時間は9時～17時迄です。必ず面会簿にご記入ください。
定期的な面会をよろしくお願い致します。
- ・ ご家族等との外出・外泊を積極的にお願いし、支援しています（帰苑は21時までをお願い致します）。介護タクシー利用等の情報提供を行っていますので、遠慮なくご相談ください。なお、外出・外泊に際しては、事前に届けをし、医師の許可が必要です。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は事前に施設長に届け出がない場合は禁止します。ただし、やむを得ない場合は当施設にご連絡ください。
- ・ 当施設内は禁煙です。
- ・ 火気・刃物（爪切り・針・ハサミ等）の持ち込みは禁止します。
- ・ 設備（コンセント等）・備品の利用は必ず職員の許可を得て行ってください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは最低限に限らせていただきます。
- ・ 退所時は、所持品や備品は3日以内にお引き取り願います。施設内での保管はできません。長期間（1ヶ月以上）お引き取りのない場合は、当方で処分させて頂く場合もありますのでご了承ください。
- ・ 貴重品・金品の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 眼鏡、義歯、補聴器等の物品を使用する場合や、やむを得ず貴重品・金銭などを持ち込む場合は自己責任となります。また、施設内で、所持品の管理に努めてまいります。万が一紛失あるいは破損などが発生致した場合、当施設に故意あるいは重大な過失がある場合を除き、これらの所持品の賠償等については責任を負いかねます。
- ・ 入所者様の身体・精神面の状態により、居室の変更等をお願いする場合がございます。
- ・ 宗教活動は禁止します。
- ・ ペット・植木鉢の持ち込みは禁止します（生花についてはその限りではありませんが、水替え等はご家族様でお願い致します）。

以上

個人情報の利用目的

(令和 7 年 8 月 1 日現在)

介護老人保健施設はるかでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者提供する介護サービスのうち
 - －利用者等に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

以 上

利用者からの苦情を処理するための措置の概要 (令和 7 年8月1日現在)

施 設 名 社会医療法人山紀会 介護老人保健施設 はるか
サービス種類 介護老人保健施設

1、利用者からの相談又は苦情に対応する常設窓口（連絡先）、担当者の配置

相談、苦情に関する常設窓口として、苦情解決責任者・相談担当者を設けている。
また、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように相談苦情管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いている。

○常設窓口（電話） 06-6659-0030 （FAX） 06-6659-3701

苦情解決責任者：乾 嗣昌（施設長） 担当者：土居・塗野（支援相談員）

受付時間：平日の9時より17時迄、夜間、休日は受付事務にて対応

○公的窓口 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 指定・指導グループ

（電話番号） 06-6241-6310

大阪府国民健康保険団体連合会 苦情係

（電話番号） 06-6949-5418

大阪市西成区保健福祉センター 地域福祉課 介護保険係

（電話番号） 06-6659-9859

受付時間 9時より17時15分迄（土・日・祝日を除く）

*入所者には、この内容を印刷物等で配布し、周知している。

2、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の聴取を行う。管理者は支援相談員に事実関係の確認を行う。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者には必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する）

3、匿名の苦情への対応を行うための処理体制・手順

意見箱・苦情箱の設置 有

設置場所・設置個数 施設入口に1箇所

対応の結果の公表 掲示板で公表

その他処理体制 施設長を委員長とした苦情処理委員会にて対策検討を行う。

4、その他参考事項

当施設において、処理し得なかった内容についても、行政窓口機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処する。

重要事項説明書同意署名欄

重要事項説明年月日	年 月 日
-----------	-----------------------------

別紙重要事項説明の内容、説明、交付について、「介護老人保健施設の人員、指定介護予防サービス等の事業の人員、並びに運営に関する基準（大阪市条例第 29 条・第 31 号 平成 25 年 4 月 1 日施行）」の規定に基づき、利用者に説明を行い、交付しました。

事業 者	所 在 地	大阪市西成区岸里 2－6－9	
	法 人 名	社会医療法人 山紀会	
	代表者名	理事長 山本 時彦	印
	施設名	社会医療法人山紀会 介護老人保健施設 はるか	
	説明者氏名	職名（ 相談員 ）氏名	印

重要事項説明書の説明を事業者から聞き確かに交付を受けました。

利用者

氏名 _____ 印

身元保証人

氏名 _____ 印

契約書署名欄

契約書説明・署名年月日	年	月	日
-------------	---	---	---

契約書内容について、利用者に説明を行いました。

事業 者	所在地	大阪市西成区岸里 2 - 6 - 9
	法人名	社会医療法人 山紀会
	代表者名	理事長 山本 時彦 印
	施設名	社会医療法人山紀会 介護老人保健施設 はるか
	説明者氏名	職名（相談員）氏名 印

利 用 者	住 所	
	氏 名	印
家族 あるいは 代 理 人	住 所	
	氏 名	印
	続柄・関係	
その他 家族・代理人 等	住 所	
	氏 名	印
身元保証人	住 所	
	氏 名	印

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

本契約を証明するため、利用者・事業者は記名押印の上、本契約書を 2 通作成し、利用者・事業者各 1 通ずつ保有することとします。